

2002年1月28日

## 国家戦略全般に係わる問題と外来種問題への提言

野生生物の保護に係わる法体制検討会

代表 村上興正・磯崎博司他13名

### 国家戦略全般に対する提言

1．今回の国家戦略の内容には、前回の国家戦略策定の実施状況およびその効果についての評価が含まれることが必須である。すなわち、前回の国家戦略の策定によって何がどこまで進展したのか（段階分けの評価）、進展が充分でないものは何が原因であり、今回その問題点はどのように改善されたのかなどが、明確に記述されている必要がある。このことにより国家戦略が単なる作文ではなく、生物多様性の保全に向けて機能をもった戦略となると判断される上、継承性がでてくる。

2．例えば、前回当面の目標として我が国に生息・生育する動植物に絶滅のおそれが生じないこととなっていたが、この目標はどこまで達成されたのか？レッドデータリストの見直し作業が行われているがこれを見る限り、記載種は前回より増加しているが、この原因は何かを明確にしてこれを解決する方策を明記すること。

また、この問題に最も関わりの深い種の保存法が施行されて8年になるが、指定種は絶滅のおそれのある種のごく一部に過ぎない上、本法律の特徴である生息地の保護指定がなされた種はさらに少ない状況である。この原因の解明とその改善は必須である。例えば、指定した種の回復計画の策定と実施状況の報告などを何らかの形で義務づけることは出来ないのか、など、本法律を有効にする手段などについても明記すべきである。さらに、本法採択時の国会付帯決議に対する対応と評価を記すべきである。

3．前回は指摘を行ったが、目標およびその実現までの年限などが数値化されておらず客観性に欠ける点が多いので、今回は何らかの年限とその数値目標を掲げることが必要ではないのか。

4．第4部の記載は、第2部・第3部の記載に実質的に合致するもののみ限定すべきである。旧戦略のように現行事業を羅列してしまつては、第2部・第3部自体が意義を失う。

5．生物多様性条約が目的としている生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、その利用から生じる利益の衡平配分のそれぞれに触れる必要がある。しかし、後二者については、第2・3部における記述を充実させるべきである。そうしなければ、開発利用行為に対して総合的管理ができず、自然保護という目的も達成されない。具体的には、持続可能な利用に関する生物多様性の観点からの原則・基準・指標を明示すべきである。

また、遺伝資源の調査・探査・取得・移動・利用に関する法制度、特にそれらの行為が外国人による場合の許可に関する法制度を制定すべきである。同様に、国内についても国外についても、生物遺伝資源の利用に伴う利益の配分に関する制度も制定すべきである。

#### 外来種の管理に關しての提言

現在、日本生態学会外来種検討作業部会のメンバーが中心となり、外来種の定義や外来種が引き起こす問題、行政の取り組み状況などのほか、外来種の生息状況、進入経路、侵入後の影響と対策などに関して、哺乳類から昆虫、植物、寄生虫、細菌に至るまで幅広く取り上げると共に、地域の生物に及ぼす影響なども記述した外来種ハンドブックを作成しつつある。これを通じて判ったことおよび今後の対策について簡略に下記する。

1．哺乳類・鳥類におよばず昆虫から植物まで予想以上に多くの外来種が日本に定着しており、その影響が人の健康や農作物などにとどまらず在来種に対しても極めて大きく、根絶が極めて難しいこと。防除には多大な労力と費用が必要なこと。

2．外来種の侵入は近年増加しつつあり、生きた生物の海外からの持ち込みが、人の健康に係わる生物、農作物に被害をもたらす生物などを除けば、ほとんど野放しに近い状態で輸入されていることによること。

3．外来種対策としては、生物多様性条約第5回締約国会議の外来種の予防、導入、影響緩和の中間原則指針に書かれていることを実施すること。とくに日本では外来種の意図的・非意図的導入を阻止する予防的措置が不十分であること。

4．予防的措置に関しては、意図的導入に関しては原則10により、関係する国家機関の許可無くしては、導入してはならないこと。導入の許可に際しては環境影響評価を含むリスク評価を行うこと。自国と近隣国の生態系、生息地、種に容認できない損失を与えないと考えられる種のみ、導入を許可することなどを明記すること。また、最も重要なことは、このシステムを成立させる法的な仕組みを作ることであること。非意図的導入に関しても、原則11に基づく措置が必要であること。具体的には、輸入規制、国内移動規制、および外来種排除について法令を整備すること。

5．定着した外来種の駆除・管理措置に関して、鳥獣保護法で移入鳥獣の根絶・抑制の用語が記述されているが、根絶・制御の具体的施策が示されていない。移入鳥獣の根絶は従来の有害駆除方式（従事者ボランティアと報償金）ではとうてい不可能であるため、外来種駆除・管理措置に関する独立した方策を立てるべきである。これには研究者や専門家・NGOなどの連携を図る方策も加える必要がある。

6．その他、国際自然保護連合の作成した「外来侵入種によってひきおこされる生物多様性減少防止のためのガイドライン」を参照しながら、日本に応じたガイドラインを作成すること。

以上。